

役員報酬等支給規程

(総則)

第1条公益社団法人東京グラフィックサービス工業会の役員の報酬等については、定款第28条の定めにより、無報酬とするが、同条但し書きにより、役員に報酬を支給するときは、この規程の定めるところによる。

(常勤役員の報酬)

第2条常勤の役員に報酬を支給するときは、年棒とする。

2年棒額は、総会において定める。

(支給日及び支払方法)

第3条常勤の役員への報酬は、その額の1/2分の1を、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日に当たるときは、更に繰り上げて支給する。

2 報酬は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもってこの法人の定める方法により支払う。

3 新たに常勤の役員となった者には、その日から支給する。

4 常勤役員が離職及び死亡したときは、その月まで支給する。

(通勤手当)

第4条常勤の役員の通勤のため交通機関を利用する場合には、国家公務員に対する支給基準に準じて通勤手当を別途支給する。

(非常勤役員の報酬)

第6条非常勤の役員に報酬を支給するときは、その職務及び責任等を勘案し、支給額、支給日及び支払方法について、総会において定める。

(実施細則)

第7条この規程の実施に関し必要な事項については、理事会が別に定める。

(附則)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。